

青森県報

第三千八百五号

平成二十六年
二月十二日
(水曜日)

目次

告 示

救急病院及び救急診療所の設置……………(医療業務課) ……一
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
 法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……二
 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
 右 同……………(同) ……三
 右 同……………(同) ……四
 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計管理課) ……五
 右 同……………(同) ……五
 右 同……………(同) ……六
 出先機関……………(同) ……六
 土地改良事業計画変更の認可……………(西北地域) ……六
 (県 民 局) ……六

告

示

青森県告示第六十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

り、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 認定の有効期限 | 診療所の別 |
|--------------------|--------------------|--------------|-------|
| 青森県立中央病院 | 青森市東造道二丁目一の | 平成二十九年一月三十一日 | 救急病院 |
| 社団法人慈恵会青森慈恵会病院 | 青森市大字安田字近野一四六の一 | " | " |
| 財団法人双仁会青森厚生病院 | 青森市大字新城字山田四八八の一 | " | " |
| 医療法人雄心会近藤病院 | 青森市松原三丁目一三の二一 | " | " |
| 佐藤病院 | 青森市青柳二丁目一の二 | " | " |
| 院 神外科胃腸科医 | 青森市本町三丁目二の一 | " | 救急診療所 |
| 平内町国民健康保険平内中央病院 | 東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢一の一 | " | 救急病院 |
| 弘前大学医学部附属病院 | 弘前市大字本町五三 | " | " |
| 津軽保健生活協同組合健生病院 | 弘前市大字野田二丁目二の一 | " | " |
| 医療法人北桜会弘前メディカルセンター | 弘前市大字大町二丁目二の九 | " | " |
| 医療法人弘愛会弘愛会病院 | 弘前市大字宮川三丁目一の四 | " | " |
| 医療法人元秀会弘前小野病院 | 弘前市大字和泉二丁目一の九 | " | " |
| 黒石市国民健康保険黒石病院 | 黒石市北美町一丁目七〇 | " | " |

| | | | |
|-----------------|---------------------|---|---|
| 国民健康保険板柳中央病院 | 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井七四の二 | " | " |
| 医療法人ときわ会ときわ会病院 | 南津軽郡藤崎町大字榊字龜田二の一 | " | " |
| 町立大鰐病院 | 南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田四〇の四 | " | " |
| 八戸市立市民病院 | 八戸市大字田向字毘沙門平一 | " | " |
| 八戸赤十字病院 | 八戸市大字田面木字中明戸二 | " | " |
| 医療法人社団豊仁会八戸城北病院 | 八戸市石堂一丁目一四の一四 | " | " |
| 国民健康保険五戸総合病院 | 三戸郡五戸町字沢向一七の三 | " | " |
| 医療法人白生会胃腸病院 | 五所川原市字中平井町一四二の一 | " | " |
| 公立野辺地病院 | 上北郡野辺地町字鳴沢九の二二 | " | " |
| 公立七戸病院 | 上北郡七戸町字影津内九八の一 | " | " |
| 六戸町国民健康保険病院 | 上北郡六戸町大字犬落瀬字後田四二の一 | " | " |
| むつ総合病院 | むつ市小川町一丁目二の八 | " | " |
| 国民健康保険大間病院 | 下北郡大間町大字大間字大間平二〇の七八 | " | " |

青森県告示第六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|------------|--------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 辞 退 年 月 日 |
| かつた調剤薬局浪打店 | 青森市花園二丁目二二の一 | 平成二五・二・三 |

青森県告示第六十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|----------|-------|-----------|----|----------|----------|
| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患者、疑似患者の別 | 頭数 | 発生場所又は区域 | 発生日 |
| ヨ一ネ病 | 牛 | 患畜 | 一 | 上北郡横浜町 | 平成二六・二・元 |

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターかんぶん野辺地店
上北郡野辺地町字上川原三の一

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社菅文
 岩手県二戸市堀野字長地七五の四
 代表取締役 菅陽悦

三
 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社菅文
 岩手県二戸市堀野字長地七五の四
 代表取締役 菅陽悦

四
 変更しようとする事項

| 区 分 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
|-------------------------------|------------------------|------------------------|-----------|
| 大規模小売店舗の施設を営むに關する事項 | 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時 | 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後八時 | 平成二六・三・一 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時 | 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後八時 | 平成二六・三・一 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前九時から午後八時三十分まで | 午前六時三十分から午後九時まで | 平成二六・三・一 |

五 届出年月日
 平成二十六年一月二十一日

六 届出書の縦覧

1 場所
 青森県商工労働部商工政策課及び野辺地町役場

2 期間
 平成二十六年二月十二日から同年六月十二日まで

3 時間
 午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出
 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
 平成二十六年六月十二日

2 提出先
 青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項
 (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由

4 言語
 意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ホームセンターかんぶん七戸店
 上北郡七戸町字笹田一九の七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社菅文
 岩手県二戸市堀野字長地七五の四
 代表取締役 菅陽悦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社菅文
 岩手県二戸市堀野字長地七五の四
 代表取締役 菅陽悦

四 変更しようとする事項

| 区 分 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
|-------------------------------|------------------------|------------------------|-----------|
| 大規模小売店舗の施設を営むに關する事項 | 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時 | 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後八時 | 平成二六・三・一 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時 | 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後八時 | 平成二六・三・一 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前九時から午後八時三十分まで | 午前六時三十分から午後九時まで | 平成二六・三・一 |

| | | | |
|------------------|------------------|------------------|---|
| 大規模小売店舗の開設に關する事項 | 大規模小売店舗の開設に關する事項 | 大規模小売店舗の開設に關する事項 | 平成 二 六 年 一 月 二 十 一 日 |
| 大規模小売店舗の開設に關する事項 | 大規模小売店舗の開設に關する事項 | 大規模小売店舗の開設に關する事項 | 平成 二 六 年 一 月 二 十 一 日 |

五 届出年月日

平成二十六年一月二十一日

六 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

平成二十六年二月十二日から同年六月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年六月十二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターかんぶん三戸店

三戸郡南部町大字大向字後構二〇の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

四 変更しようとする事項

| 区 分 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
|------------------|------------------|------------------|---|
| 大規模小売店舗の開設に關する事項 | 大規模小売店舗の開設に關する事項 | 大規模小売店舗の開設に關する事項 | 平成 二 六 年 一 月 二 十 一 日 |
| 大規模小売店舗の開設に關する事項 | 大規模小売店舗の開設に關する事項 | 大規模小売店舗の開設に關する事項 | 平成 二 六 年 一 月 二 十 一 日 |

五 届出年月日

平成二十六年一月二十一日

六 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び南部町役場

2 期間

平成二十六年二月十二日から同年六月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、南部町役場にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年六月十二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 六百八十二台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年一月二十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

六 契約金額

七千四百万円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した仕様に関する調書等を出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年十二月九日

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

電子計算組織(尾上総合高等学校) 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年一月二十八日
契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九

六 契約金額

二千七百二十七万九千円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した仕様に関する調書等を出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年十二月十八日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

電子計算組織（八戸工業高等学校） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年一月二十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

六 契約金額

二千六百九十八万五千円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した仕様に関する調書等を出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年十二月十八日

出 先 機 関

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、赤石川土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十六年二月三日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十六年二月十二日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

事業名 維持管理

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭